

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
	前文	<p>筑紫野市域は、古代から明治22年まで御笠郡の一部で、34の村に分かれていたが、明治22年の町村制の施行により、二日市、御笠、山家、筑紫、山口の五村に統合され、明治28年に二日市村が町制を施行し一町四村となった。現在の筑紫野市域は、昭和30年にこの一町四村が合併し筑紫野町となってから形成された。筑紫野町は人口4万人に達した昭和47年に市制を施行して筑紫野市となり現在に至っている。本市の有する歴史・文化は古く、福岡平野、筑後平野、飯塚盆地を相互に結ぶ交通の要衝にあり、福岡都市圏の拡大と共に急速に都市化してきている。</p> <p>筑紫野市議会(以下「議会」という。)は、この多彩な地域に暮らす筑紫野市民(以下「市民」という。)を代表する合議制の機関として、時代の変化に即した議会改革に鋭意取り組んできた。</p> <p>近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、議会と首長がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割も増大している。</p> <p>議会は、その果たすべき責務や役割を市民に明らかにし、これまでの改革の取組や成果を確かなものとしてこれを更に発展させていく必要がある。</p> <p>ここに、議会は、市民から選ばれた代表としてその責任を自覚するとともに、日本国憲法及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の精神にのっとり、市民の負託に全力を挙げ応えていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p>			—	
1	目的	<p>この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議会の役割及び活動原則並びに筑紫野市議会議員(以下「議員」という。)の責務、役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>			—	
2	基本理念	<p>議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議事機関として、多様な市民の意思の調整を図り市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。</p>			—	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
3	議長の役割	<p>議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 議長は、議会活動の状況、市政の課題に対する議会の方向性等について広く市民に明らかにする役割を担うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の運営や進行、議会に関する事務処理を行い、各種会議での協議等、円滑な議会運営を行っている。 ・2期目の議長としてそれなりに頑張って職務をこなしている。 ・議長の思いが十分知らされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・『公正中立な立場から』という文言があった方がよい ・緊急時の対応の明記 ・市長等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、報告されてあるか。 ・市の最重要計画である総合計画協議会や市の課題である地域公共交通検討協議会、J T跡地協議会等を立ち上げられた。 ・議長立候補時に議会改革の取組や抱負を語るようにしてはどうか ・もう少し、議長としての考え方を示されてもいいのでは、と感じることがある。 	3.9	有:1人
4	議会の活動原則	<p>議会は、第2条の基本理念にのっとり、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、筑紫野市長（以下「市長」という。）及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視し、及び評価するものとする。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を立案及び提言することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。</p> <p>3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対し議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。</p> <p>4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、議会関係条例等を遵守し、これらの条例等について絶えず見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会での審査・調査を行い、市政の運営を監視し、評価している。 ・議会だより、ホームページ、議会報告会等を通して説明責任を果たしている。 ・議会基本条例の検証を2年に1回行っている。 ・議会ごとに一般質問を行い、市政に対する多様な意見や政策の提言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政の運営を監視し、評価するため、また、有効な提言を行うため、さらなる議会活動の充実が必要と考える。 ・会津若松市議会における「予算決算政策システム」、飯田市議会の「行政評価から予算反映の運営」のような組織的な取組みが必要と考える。本市議会における決算・予算審査は、議員個人がそれぞれ質疑・意見交換を行っており、また執行部の行政評価や市民との議会報告会が出た意見・要望等を活かしかけていないと感じる。手間と時間がかかるが市民本位の市政を成し遂げるためにも検討が必要と感じる。（14、26項目と関連） ・市民に興味・関心を持ってもらうためにはどうしたら良いか。 ・必要な政策を立案及び提言がまだ出来ていない。3月議会の際、出来ると期待している。 <ul style="list-style-type: none"> ・議員相互の自由な討議を尊重するためにも、定例議会中だけでなく、閉会中にも所管事務について意見交換する委員会協議会の機会が必要。政策立案、政策提言ができるように市民と共に調査研究するような取組みが必要。 	3.7	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
5	議員の活動原則	<p>議員は、選挙により選出された市民の代表として、その負託に応えるため、地域の課題のみならず、広く市政全般の課題とこれに対する市民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて市政に反映させるものとする。</p> <p>2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や団体の意見に常に耳を傾け、市政に反映することを心がけている。 ・定例議会ごとの一般質問や所管事務調査を積極的に行っている。 ・自由な討議の中に含まれているとは思わうが 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手の議員が発言するときや女性議員が発言するときのやじが目立つ 『多様な価値観の尊重』『反映できる環境の明記』『女性・若手議員を特記』 例：議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するとともに、多様な価値観を尊重する議会運営を行うものとする。特に、女性議員や若手議員がその視点や意見を十分に発揮できる環境を整え、議会活動に反映させることに努める ・継続した取り組みが必要 ・自分の議会活動を取りまとめたレポートを定期的に作成し、市民に配布している。今後も継続予定 ・2について、一部の議員が自由な討議を自分の我儘を押し通す場とはき違えている傾向が伺える。 ・議員間討議を明文化することがのぞましい ・「議長、委員長に一任」、という声が時折きかれ、本当にそれでいいのか、と考えることがある。議会とは全員が意見を述べる機会を保障すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・議員相互の自由な討議を尊重するためにも、定例議会中だけでなく、閉会中にも所管事務について意見交換する委員会協議会の機会を持つと良い。 ・人格形成に関し記述を。 	3.5	有:1人

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
6	議員の能力向上	<p>議員は、審議、政策の立案等に必要能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組む等不断の自己研さんに努めるものとする。</p> <p>2 本会議及び委員会における質問等は、市の行政事務について市長等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実を努めるものとする。</p>	<p>・筑紫野市議会議員研修を毎年度実施している。</p> <p>令和6年3月12日 「地域の大前提が真逆になっている人口減少、経済成熟、気候変動に対応する統合政策としてのゼロカーボン地域づくり」 令和6年12月17日 「自治体の新たな防災対策と議会、議員の役割」</p> <p>・他団体が実施している研修への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部に対する提案能力を高めるために課題の研究だけでなく、政策能力を高めるための学習を行う。 ・研修後のアウトプットの機会 ・継続した取り組みが必要 ・研修及び研究に積極的に取り組む等不断の自己研さんに努める。 ・議会としては年に2回は研修を行い、年1回消防本部で災害対応研修、地域公共交通協議会で3自治体に視察等行っている。後は、議員個々の意識の問題と考える。 ・質問ではなく質疑が適当では ・政策の立案に必要な、研修、調査研究が必要。 ・人格形成に関し記述を。 ・ハラスメント加筆 	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正の必要はないが、具体性や内容の充実を図るべき
7	会派	<p>議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、市政の課題に関して会派内及び会派相互での積極的な討議及び調整に努めるものとする。</p> <p>3 会派は、市政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派による視察や研修を定期的に実施し、情報の収集、議員資質の向上、政策の検討等が行われている。 ・課題に関する情報収集、調査研究等、会派において共有し、討議、調整に努めている。また、会派代表者会議で調整されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に対する会派の政策立案、検討、協議など更なる充実を図る必要がある。会派の綱領や方針などの再確認を行い、会派としての道筋をつけたうえで、具体的な執行部への提言など政策づくりを行う必要性を感じる。 ・会派相互での積極的な討議及び調整に努める。 ・2は出来ているが、3の立案及び提言は出来ていない。本議会では会派で提言書というより、委員会での提言を今進めているので、会派での提言は控えた方がいいのかと思っている。 ・市政の課題に関し積極的な討議及び調整が不十分に思われた。 ・議会ごとに議案について、質問事項について意見交換することができた。会派として、研修を行い、各自でレポート作成を分担し、相互に意見交換することができた。 	3.7	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
8	市民参加の推進	<p>議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、次に掲げる方法等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。</p> <p>(1) 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。</p> <p>(2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを市民による施策提案としてとらえ誠実に処理すること。</p>	<p>・請願及び陳情に対しては、丁寧な委員会（文教福祉委員会）対応を行っている。特に本年3月に提出された手話言語条例制定陳情に対しては、当事者団体とのヒアリング等を含め長期にわたり検討・協議を行った。評価できると思われる。</p> <p>・委員会において請願・陳情に対して、調査研究、議論を重ね、処置の経過と結果を報告している。</p> <p>・公聴会や参考人招致が不十分である</p>	<p>・情報公開の強化 例：委員会のオンライン配信</p> <p>・もっと柔軟に公聴会、参考人制度を利用してはどうか。参考人制度は、最近の地方自治法改正により設けられ常任委員会で招致決定が可能だが、なかなか実施されていない。いろんな意見を聞くため重宝な制度であると思われる。</p> <p>・(1)公聴会及び参考人の制度は活用されていないが、(2)は手話言語条例制定について文教福祉常任委員会が進めているので推進しているのではないか。</p> <p>・請願・陳情についてももう少し提出者の真意を掘り下げて誠実な処理をしなければならないと感じた。</p> <p>・請願や陳情が出されたとき、当人の求めがあれば積極的に説明の場を与えてはどうか</p> <p>・参考人制度を活用できるように考えたい、また陳情の制度を周知することで、市民からの政策提言を出しやすくしたい。</p> <p>・取組の検討</p>	3.0	有:1人
9	会議等の公開等	<p>議会は、その意思決定に至る過程を市民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を、速やかに、公表するものとする。</p> <p>2 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。</p>	<p>・議会日より、ホームページに議員個々の賛否を掲載</p> <p>・本会議、常任委員会、特別委員会等を原則公開としている。資料等の閲覧を実施し、会議録をホームページで公開している。</p>	<p>・傍聴に来られた聴覚障がい者のために、議員の発言を日本語に訳しディスプレイに映し出す、同時通訳装置の導入を検討してはどうかと考える。</p> <p>・市民に興味・関心を持ってもらうためにはどうしたら良いか。</p> <p>・2については、耳ば不自由な方等のために、字幕が必要。</p> <p>・傍聴者への資料閲覧と会議録の公開はできているが議事録作成をもう少し早くできるとよい。</p> <p>・本会議委員会傍聴時の資料配布、貸与について検討が必要。委員会議事録の見やすさについて検討が必要。</p>	3.8	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
10	広報の充実	<p>議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会ごとに議会だよりを発行 ・議会ホームページによる情報発信 ・議会Facebook、Instagramでの情報発信 ・インターネットによる本会議のライブ中継、録画放映 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会のオンライン配信 ・継続した取り組みが必要 ・我が会派でも広報紙を発行しているが、定期化する必要がある。 ・自分の議会活動を取りまとめたレポートを定期的に作成し、市民に配布している。今後も継続予定 ・市民に興味・関心を持ってもらうためにはどうしたら良いか。 ・会派の議会活動に関する広報が出来ていないので反省している。 ・SNSでは、フォロワーが少ないのが課題。政治や議会に関心を持っていただく取組が必要。 ・時代の状況が、刻々と変化する中、広報の在り方も変化する余地がある。 ・議会だより、ホームページ、FB, SNSなど、取り組んでいる。内容の充実で、さらに多くの方に関心を持っていただけるような活動が必要。 ・他に取組を検討 	3.6	有:1人
11	議会報告会	<p>議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度議会報告会 12月…オンライン・2か所、53人参加 ・令和6年度議会報告会 5月…7か所、115人参加 11月…3か所、78人参加 ・意見交換が十分行われているとは言えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の傍聴参加者を増やす工夫を行い、意見交換の場を充実させる。 ・継続した取り組みが必要 ・児童・生徒を対象とした場合、シティズンシップ教育の観点から相手方を、例えば議会の一定の理解が可能な高校生など固定したほうがよいのではないかと考える。 ・中高生は体験型、青年やお一人様との意見交換等も行えればなおいい。 ・コミ協の役員さんも必要だが一般市民の若い方も含めたワークショップ形式で真の意見交換もやってみる必要があるのでは（例えば22議員X6=132人参加とか） ・回数を重ねてきているので、近隣の議会報告会を議員が分散して視察にいくのも良いのでは。 ・11月議会は、各委員会ごとにテーマ・参加対象を決めて実施し、大きな成果があったと考える。今後も新しい取り組み方を検討し進めたい、 	3.9	有:1人

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
				<ul style="list-style-type: none"> ・定例的に、議会報告会を開催できるようにになっているが、参加者の偏りなど課題はある。 ・施策反映を考えるならば、高校生・大学生が良い(議会が対応できるか疑問) ・子ども議会は必要なし ・市民参加者の増加方法検討 		
12	市長との関係の基本原則	<p>議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する市長との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。</p>	<p>・毎年度の予算、決算及び第7次市総合計画の審査に際しては、議会として「重点施策」を提言している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設的な対話の強調 ・市民への説明責任の共有 <p>例：建設的な議論の推進 議会と市長が、市民福祉の向上という共通目標を達成するため、対立を恐れることなく建設的な議論を行い、それぞれの役割に基づく協力関係を築くよう努めること。</p> <p>市民に対する説明責任の共有 議会は、市長との緊張感ある関係を維持する一方で、双方が市民に対して政策や議決の背景、判断の理由等をわかりやすく説明し、信頼性を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続した取り組みが必要 ・二元代表制として、予算・決算時や総合計画策定時に議会の意思を「重点施策」として表すことは意義があると思われる。 ・意見交換が必要。 ・重要な案件に関しては、市長自ら説明責任を果たすべき。 ・市長が提言されている「住みたいまち日本一」を実行するための積極的な動きが全く見受けられない。 <ul style="list-style-type: none"> ・執行権を持っていない議会といえども、対等かつ緊張ある関係を保っているとは考えにくい。 ・執行権を持つ市長に対峙できるよう、議会の権能について知ることが必要。市民に付託された議決権を活かせるか、議会の質を向上させることが必要。 ・三役と正副議長の意思疎通 ・提言しているが、市長の取り組みがみえない 	3.1	有:2人

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
13	質疑応答等	<p>議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。</p> <p>2 議会の会議等において、市長等及びそれらの補助職員は、論点及び争点を明確にするために議員の質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p>	<p>一般質問において一問一答方式を採用している。</p>	<p>・再質問のシナリオ作りは行わず、本会議の場で緊張ある議論を行う。</p> <p>・改善案 議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にし、議論を深めることを目的として、一問一答方式を基本とするものとする。議長または委員長は、必要に応じて質疑応答の進行を調整し、効率的かつ円滑な議論を促進するよう努めること。議会の会議等において、市長等及びそれらの補助職員は、議論の論点及び争点をより明確化するため、議員の質問に対し、次に掲げる方法により対応することができるものとする。</p> <p>(1) 反問権の行使市長等及び補助職員は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問内容について確認または補足的な情報を求める反問を行うことができる。ただし、反問は議論を混乱させず、主題を逸脱しない範囲で行うものとする。</p> <p>(2) 明確な回答の義務市長等及び補助職員は、議員からの質問に対して可能な限り具体的かつ明確に回答する責務を負う。回答が困難な場合、その理由及び今後の対応方針を説明しなければならない。</p>	2.9	<p>有:2人</p> <p>・太宰府市のように通告書提出後、一投目の答弁だけ頂き、その後は事前打ち合わせなしで行うようにしてもいいのではないかと。</p>

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
				<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問における議論をもっと活発化できないか？事前通告性などの規制が強いため、もっと柔軟な取扱いに改善してはどうか ・事前打ち合わせを行っているが質問に対する答弁が明確でない場合があり聞いている市民の方からも答弁になっていないと指摘されることがある。 ・再質問、答弁のやり取りをしているうちに時間切れになることがある。 ・通告書と質問要旨で打ち合わせをしているが、答弁不足と感じる。再質問をするにしても時間に制限があるので、できない。論点も踏まえ、指定した部署に答弁を頂けるようにしてほしい。 ・一般質問も内容如何により委員会で論議を深めた方が良い物もある。質問者の申し出があり委員長が認めた事案は、委員会論議を行うことができる ・中身のすり合わせが、殆ど出来ていないと言わざるを得ない。答弁が答弁となっていない。 ・一般質問、質疑など論点整理に向けた研修の実施が良いのでは。 ・質疑応答の方法検討 		
14	政策等の監視及び評価	<p>議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。</p>	<p>条例・予算決算等の議案の審査をはじめ、日々の議会活動を通じて行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議選の監査委員は守秘義務があるということで議会に共有されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年決算の課題、行政評価、市民の要望などを翌年の予算編成に活かしているか、システム作りが必要と感じる。今は、議員個人が予算審査の中で質問を行っているが、分科会等を設け検討し、それを持って執行部とすり合わせを行うなど、より組織的に行ってはどうか。(4、26項目と関連) ・議選の監査委員の活用についてメリットを發揮できるよう検討すべきでは(議会への監査内容のフィードバックの整理) ・議案に対する調査・研究が少ないように思う。 ・業績評価の導入 	3.7	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
15	政策の立案及び提言	議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、議決等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部提出の条例案、議案等に対し、提案通りの議決を行った。 ・一部では、R6度当初予算中、市役所庁舎の市民広場を駐車場とする予算の一部を凍結した。 ・提言書等を提出している。 ・予算・決算で議会の意思を表明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会派の統制が取れているとも言えるが、議員個々の意見を反映させる環境が必要。 ・予算案に対し、もっと柔軟に増額・減額修正を行ってもよいのではないか ・意見交換が必要。 ・図書室委員会のメンバーを中心にハラスメント条例の制定ができたが、政策立案及び提言はもう一步。 ・ハラスメント条例を制定した。また、予算の凍結など提言ができた。 ・予算審査の中で、提案内容の再考を求めた。公共交通計画の策定前に、計画に盛り込むべき内容を検討することができた。 ・予算・決算で議会の意思を表明。さらに進化を。 	3.4	有:1人
16	議会の資料要求等	議会は、予算及び決算の審議に当たるとき、又は市長等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、市長等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。	議案書等のほか、資料提供及び説明を求めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会等で積極的な所管事務調査を継続する必要がある ・予算審査で不足する資料の請求を複数回求め、提出された。 	4.0	
17	地方自治法第96条第2項の議決事項	法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、筑紫野市市民自治基本条例（平成22年筑紫野市条例第23号）第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するものとする。 2 議会は、前項以外に議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとする。	令和5年第6回定例会 第七次筑紫野市総合計画基本構想及び基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した取り組みが必要 ・委員会で事務事業を確認する。 ・審査期間との関係で時間が不足した ・総合計画の素案が提出される前に、計画に盛り込むべき政策など、検討し、提言としてまとめることができた。 	3.7	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
18	自由討議の保障及び拡大	<p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。</p> <p>2 議員は、前項の議員相互の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。</p>	<p>常任委員会、特別委員会で委員間討議を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、討議の公正性及び多様性を確保するため、議員の発言機会を平等に配分し、発言抑制を防止する仕組みを整備するものとする。 ・自由な討議が原則であろうが、時々、感情を露わにしての討議が行われ、残念に思うことがある。根拠を明確にした意見の表明、そして当選回数・年齢に関係なく、多様な意見が出やすいような委員間討議の運営を望む。 ・「自由な討議を中心に運営するもの」とあるができていないか。 ・「言論の府」とはどのようなことを指すのか再度、意見交換すべきと考える。 ・予算・決算ではできたが、常任委員会ではそれほど問題となる議案はなかった。意見書は提出できた。 ・議会全体で、テーマを選び、議員相互の自由な討議をしてはどうかと思う。 ・一部の議員に集中。中身の充実を。 	3.2	有:2人
19	政務活動費	<p>会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付及び執行について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派では会計責任者を決め、毎年度交付、執行についての説明を受け、年度末に報告書の作成をしている。（会派に属さない議員は、各個人で管理） ・平成29年度から視察・研修報告、収支報告書、領収書等をホームページで公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会派では政務活動費を有効に活用し、視察や研修を積極的に行っている。また、会派の会計責任者は、毎年度規定どおりの支出に心がけ、報告を行い適切な運営を行っている。 ・有効に活用し、調査研究に務める。 ・視察・研修報告書のフォーマットは、統一するべき。 ・適正な使用及び会計がなされているので現状継続でいいと思う。 ・政務活動費の使用についてはどのような研修を受けるか等会派全体で検討し、予算化している。会派では会計責任者によって、執行状況が管理され、報告書をまとめている。 	4.0	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
20	委員会の運営	<p>議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。</p> <p>2 委員会審査に当たっては、資料等を公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案は原則として委員会に付託している。 ・委員会は公開とし、資料を閲覧できるようにしている。 ・令和4年度から会議録をホームページで公開している。 ・各分野の行政課題等に対して適切に対応するため、常任委員会協議会を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を最大限に活用し、冷静かつ建設的な議論を推進するものとする。委員会審査に当たっては、関連資料等を公開し、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めるとともに、全ての議員が互いを尊重し、冷静で秩序ある議論を行う責任を果たさなければならない。委員会内での不適切な発言や行動を防ぐため、議会は議員倫理規定を整備し、適切な運営を確保するものとする。 ・継続した取り組みが必要 ・委員会による参考人招致や、意見書の提案などがもっと柔軟に行えるようになったらよいと思う。 ・市民に興味・関心を持ってもらうためにはどうしたら良いか。 ・常任委員会の公開はしていないので、した方がいかと考える一方、現状のままだと厳しいかもとも思う。 ・委員会のYouTube中継などをするべきではないでしょうか。議会まで来ることができない高齢者や障害者の「情報バリアフリー」を進めるべきです。 ・改選時後も委員会運営については、変化というより継続が難しくならないようにしなければならないが、委員の資質に左右される部分があるので、見極めが必要である。 ・常任委員会協議会の更なる充実が求められる。 ・議案だけでなく、委員会では所管する施策について総合計画に基づいた執行であるか事務調査を行い、新たな施策について、調査研究を行って政策提言できるように進めてきた。 	3.5	有:2人

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
21	議会図書室	<p>議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の整理 ・図書だよりの発行 ・先進事例検索機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書のオンライン化 ・継続した取り組みが必要。図書室PCのプリンターの改善を望む。 ・カフェ図書室のようなところもあった。 ・図書の整理までなかなか時間を作れない。 ・タブレット導入により図書の在り方も変化すべきでは。 ・政策研究のために設置されている図書室での条例研究の一つとして、ハラスメント条例の研究と条例制定をすることができた。政策検討の場として、検索、図書の利用を進めてきたが、図書の利用はあまり進まなかった。 ・さらなる充実を。 	3.1	有:1人
22	議会事務局の体制強化	<p>議会は、市長等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>議会事務局組織体制 職員定数7人（現員数7人） 事務局長（1） 議事課長（1） 議会担当係長（1） 議会担当主査（2） 議会担当主任（1） 議会担当主事（1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと職員体制を強化してほしい。一人の職員が複数の担当を持っている。26の項で述べるように議会改革を進めるためにも増員が必要と考える。 ・意見交換が必要。 ・7名中、3名4名が一度に異動するようなことはしないほうが良いと思う。 ・筑紫地区で他市との状況を鑑み事務局体制（業務等含めて）適正であるかを検討するべきである。 ・事務局と議員の関係について双方の研修が必要だと考える。 ・職員を増やすことは難しいと思うが、図書司書資格を持つ職員の配置を願いたい。 	3.4	有:1人

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
23	議員の政治倫理	<p>議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>・政治倫理条例に基づき、毎年度資産等報告を全議員が行っている。</p>	<p>・倫理に反するハラスメントの現状</p> <p>・資産等報告以外に、さらなる議員倫理の向上の施策が必要。研修会の継続実施を願う。</p> <p>・令和6年3月に筑紫野市議会ハラスメント条例も制定できた。あとは議員個人の意識の問題。</p> <p>・特にSNSに関し、品位のある発信に努めていただきたい。事実と違う発信もしている。また、これまで事務局にクレームもあることから対策を講じるべき。</p> <p>・政治に携わるものとして、市民の代表者として公平・公正に行動するために持つ行動規範であるため、職務の公正さを損なっていない。</p> <p>・ハラスメント防止条例により、ハラスメントを認定した事例が発生したことを重く受け止め、さらに襟を正す必要を感じている。</p> <p>・新たに制定した、ハラスメント条例が議会全体のものになるよう、研修を怠らないようにしたい。</p> <p>・昨年ハラスメント防止条例を施行したが、一部の議員について今一つ伝わっていない。</p>	3.4	有:1人

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
24	議員定数	<p>議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。</p> <p>2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員定数について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のままで適切と思われる。 ・定数の改定にあたっては、平成27年度以降、議論も行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数に関する規定に、議員の補填（欠員が生じた際の補充）についても明記することで、議会の安定性を確保し、市民の意思をより適切に反映 ・現状のままで適切と思われる。 ・人口推移や社会情勢を見計らい、全議員の考えを聞きながら研究すべき。 ・議員定数は平成18年（2006年）から22名。総務省が平成27年6月の地方議会制度の資料で、人口10万～20万人の平均議員定数は26.9人なので、妥当ではないかと考えるが、将来的に参考人や公聴会制度を活用し市民の意見の聴取等行った方がいいのかとも考える。 ・議員定数に明確な根拠がないため、考える場を作っては。（人口・面積など） ・今後の人口変動と社会情勢の変化を見極めながら、それらの現状に応じた対応が必要と思われる。 <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも改選された年度には公聴会制度の活用が必要ではないか。 ・現在の定数が妥当であるという根拠になるものを明文化した方が良いと思う。自由な討議ができる人数は7～8人とされており、3常任委員会で21人、議長を加えて22人は、適正ではないかと思っている。 	3.4	有:2人
25	議員報酬	<p>議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。</p> <p>2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員報酬について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の改定を行った。 ・令和6年12月、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の改定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月、人事院勧告に基づく期末手当の改定は行われていない。事情があったと思われるが、事前の説明は必要 ・人事院勧告に基づく。 ・議員報酬についても議員定数と同じく人口変動と社会情勢を見極めて対応すればいいと思う。 ・議員報酬は、「ほぼ生活給」とみなされていることが多い、どれくらいの時間を議員活動に費やしているのか、議会、議員の活動時間を調査してはどうか。 	3.6	

議会基本条例の達成状況検証シート

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の必要性
26	議会改革の推進	<p>議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。</p> <p>2 議会改革推進会議について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会毎に議員全員で行う議会改革推進会議を開催している。 ・ICT（ソフト部門）、ICT（ハード部門）、図書室活用の3つのプロジェクトチームにより、議会改革を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時や、女性議員を増やすため、オンライン議会の検討 ・会津若松市議会における「予算決算政策システム」、飯田市議会の「行政評価から予算反映の運営」のような組織的な取り組みが必要と考える。本市議会における決算・予算審査は、議員個人がそれぞれ質疑・意見交換を行っており、また執行部の行政評価や市民との議会報告会で出た意見・要望等を活かしてきれていないと感じる。手間と時間がかかるが市民本位の市政を成し遂げるためにも必要と感じる。（4、14項目と関連） ・ICTは、今後も調査研究が必要。 ・一歩づつではあるが、Instagramも出来るようになり、議会報告会の在り方もご意見も出ており、進んでいると思う。 ・議会改革推進会議の幹事会の在り方を整理してほしい。全体会のみで良いのでは。改革を進めるにあたり、議会改革推進会議と議会運営委員会のいずれかで取り組む事項なのか明確にしてほしい。 ・毎回の検証によって、新たな課題を持つことになるが、年を追うごとに議会が果たす役割が多く、課題も増えてきている。制度として推進会議があることで、さらに取り組みを推進することができると思う。 	3.7	